

【令和7年度版】 大月市の子育て・教育・定住促進等に関する支援施策一覧

大月市では「住んでみたいまち」の実現に向けて、子育て・教育・定住促進等の支援施策を紹介しています。

現在、支援項目数は100項目あります。

大月市に住む予定のある方、大月市に住んでみたいと考えている方は是非ご覧ください。

妊娠に関する支援

支援制度	内容	担当課等
①母子健康手帳の交付	医師の診断で妊娠が確認され、妊娠届出をされた方に母子健康手帳と妊婦健診・乳児健診の受診票を交付します。	子育て健康課 健康増進担当
NEW! ②初回産科受診料支援事業	住民税非課税世帯または同等の所得水準である妊婦に対し、初回産科受診料の補助（上限1万円）や関係機関との連絡調整ができるようにします。	子育て健康課 健康増進担当
③妊婦あんしんタクシー利用者助成事業	妊婦の方が出産のために、医療機関までの交通手段がない場合など、タクシーを利用した時の費用を1回の出産につき、1万5千円を上限に助成し、安心、安全な出産を支援します。	子育て健康課 健康増進担当
NEW! ④妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	出産時に自宅や里帰り先から最寄りの分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動が必要な妊婦に対し、分娩取扱施設までの交通費及び、分娩施設の近隣で待機するための宿泊費の支援をします。	子育て健康課 健康増進担当
⑤妊婦一般健康診査	妊娠中の健康管理のため、医療機関で受ける健診費用を助成します。回数は14回、費用は1回につき6千円を限度として市が負担します。なお、6千円を超えた分については自己負担となります。	子育て健康課 健康増進担当
NEW! ⑥多胎妊娠の妊婦健康診査支援	多胎児を妊娠した妊婦は単胎妊娠の場合よりも多くの健康診査受診が推奨されるため、多胎児を妊娠した妊婦に対し、妊婦一般健康診査の14回を超える分の健康診査に係る費用の一部を助成します。上限回数は最大5回（15回から19回まで）金額は妊婦一般健康診査と同じで、1回につき6千円を限度として市が負担します。	子育て健康課 健康増進担当



支援制度	内容	担当課等
⑦妊婦歯科健診	妊娠中の口腔の健康管理のために、妊婦歯科健診を実施します。市が交付する妊婦歯科健診受診券を市内の指定歯科医院に提出することで、歯科健診を無料で受けることができます。	子育て健康課 健康増進担当
⑧ママパパ学級	参加者同士の交流を持ちながら、妊娠・出産・育児に関する基本的な知識や技術について学びます。妊婦体操・呼吸法、栄養、スキンケア、各種制度の紹介など。	子育て健康課 健康増進担当
⑨産婦健康診査	出産後のお母さんが安心して育児をするために心と体の健康状態を確認する（医療機関で受ける）産婦健康診査費用を助成します。産後2週間と1か月の各1回です。費用は1回につき5千円を限度として、5千円を超えた分については自己負担となります。	子育て健康課 健康増進担当
⑩妊産婦健康相談	保健師が電話や面接で、妊婦さんや産後のお母さんへの相談に応じます。	子育て健康課 健康増進担当
⑪妊産婦訪問	保健師が妊婦さんや産後のお母さんを訪問し、妊娠中や産後の生活等について相談に応じます。	子育て健康課 健康増進担当
⑫このとり支援事業 （不妊治療費助成事業）	市内に夫または妻が1年以上住所がある方で、医療機関で不妊症と診断され、その治療を行っている戸籍上の夫婦または事実上婚姻関係と同様の事情にある男女を対象に、不妊治療に要した医療費の一部を助成します。 助成額：医療費の自己負担額とし、1年度につき30万円を限度として助成します。（ただし、県や他団体からの給付を受けられる場合は、その額を控除した額となります。）	子育て健康課 健康増進担当
⑬妊婦のための支援給付事業	妊娠届出時に保健師等の専門職との面談後に支給申請が可能です。妊婦健診、出産後の準備品購入費等に使える経済的支援です。 支給金額：妊娠1回につき5万円（ただし、他市町村で支給を受けている場合、給付ができません。また、死産・流産をした場合でも申請を行うことができます。） 出産後 こども1人あたり5万円	子育て健康課 健康増進担当
⑭伴走型相談支援事業	保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期における様々な相談に応じ支援します。	子育て健康課 健康増進担当

子育てに関する支援



支援制度	内容	担当課等
①出産育児一時金	国民健康保険の加入者が出産したとき、世帯主に出産育児一時金として、50万円が支給されます。ただし、産科医療保障制度における出産でない場合は、48万8千円となります。	市民課 国保年金担当
②児童手当給付事業	高校生年代までの児童を有する世帯を対象に、児童手当の給付を行います。 【0歳～3歳未満】1万5千円（一律） 【3歳～高校生年代】1万円（0～22歳までの児童を保護者が経済的に生活費等を負担している場合、その児童から数えて第3子以降は3万円） 【中学生】1万円（一律） ※年6回 偶数月に2か月分を支給	子育て健康課 子育て支援担当
③子育て支援医療費助成金支給事業 （医療費無料）	0歳から18歳（高校3年生）までの子どもを持つ保護者を対象に、子どもが病気やけがで通院・入院した場合の医療費、歯科診療費及び薬剤費等、保険診療による窓口での自己負担金が無料となります。	子育て健康課 子育て支援担当
④ひとり親家庭医療費助成事業 （医療費無料）	0歳から18歳（高校3年生）までの子どもを扶養しているひとり親家庭等の親と児童、父母のいない児童が病気やけがで通院・入院した場合の医療費、歯科診療費および薬剤費等、保険診療の窓口での自己負担分が無料となります。 ※所得制限があります。	子育て健康課 子育て支援担当
⑤ひとり親家庭自立支援給付金制度	ひとり親の職業能力の向上、雇用の安定および就職の促進を図るため、ひとり親自立支援給付金を支給します。 【自立支援教育訓練給付金】ひとり親で市が指定した教育訓練給付講座を受講することが適職に就くために必要であると認められる場合、受講終了後、受講費用の6割相当を支給します。 【高等職業訓練促進給付金】ひとり親で看護師等高度な技能の資格取得のために1年以上修業する場合に給付金を支給し、生活の負担を軽減します。	子育て健康課 子育て支援担当
⑥児童扶養手当給付事業	父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達した日の年度末まで）を養育している家庭の生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進に寄与するために児童扶養手当を支給します。支給額は、所得額などにより変わります。	子育て健康課 子育て支援担当

支援制度	内容	担当課等
⑦大月市病児・病後児保育	仕事の都合などによって、病氣中・病氣回復期にある児童の保育がご家庭でできない方のために、市立中央病院に併設された保育施設で児童を一時的に預かる事業です。	子育て健康課 子育て支援担当
⑧子育て短期支援事業	市内に居住する保護者の病氣や冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由、あるいは保護者の仕事等の事由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった中学校修了前の児童を、児童養護施設等において一定期間お預かりいたします。 【短期入所支援（ショートステイ）】児童養護施設等で6泊7日以内の日程で児童をお預かりします。緊急な事由があると判断した場合において特例として延長が可能です。 【夜間養護等（トワイライトステイ）】市内に住所を有する3歳から18歳に達するまでの児童で、保護者が次のいずれかの状態による場合、又は経済的に一時保護することが必要な母親と児童が利用できます。利用期間は平日午後6時から8時、土日祝日は午前9時から午後6時までです。 ・ 疾病、育児疲れ等身体的又は、精神的な負担にかかわる事由 ・ 出産、親族の監護等の家庭養育にかかわる事由 ・ 冠婚葬祭、転勤、出張、公的行事への参加等社会的な活動にかかわる事由 ＜お預かり施設＞ 社会福祉法人葛葉学園 子ども家庭支援センター 花みずき（原則3歳以上） 社会福祉法人子育て・発達の里 乳児院 ひまわり（首のすわった0歳～6歳児）	子育て健康課 子育て支援担当
⑨発育発達相談	児童のからだのこと、ことばのこと、落ち着きがないなど専門家が予約制で相談に応じます。	子育て健康課 健康増進担当
⑩インフルエンザ予防接種助成事業	生後6か月～高校生相当までの児童に対して、指定された医療機関においてインフルエンザの予防接種をした場合に、接種費用の一部を助成します。 助成額：上限2,500円（※1回のみ。2,500円を超える額は自己負担となります。） 接種期間：毎年10月1日～翌年の1月31日まで	子育て健康課 健康増進担当
 ⑪造血幹細胞移植後予防接種支援事業	造血幹細胞移植を受けた方の経済的負担軽減と、新たな感染症発生や感染症の周囲へのまん延防止のため、移植後に受ける予防接種費用に対し一部助成金を交付します。	子育て健康課 健康増進担当
⑫母子手帳アプリ 「子育てアプリ おおつき」	妊娠期から子育て期を通して、子育てに役立つ情報配信や子育ての記録ができるアプリです。スマートフォン等をお持ちであれば、家族で児童の成長を共有することができます。	子育て健康課 健康増進担当

新生児・乳児期に関する支援

支援制度	内容	担当課等
①新生児・乳児・産婦訪問	新生児期・乳児期の赤ちゃんとお母さんを対象に、保健師が訪問し、赤ちゃんの発育・栄養・疾病予防など育児を行っていく上での相談に応じます。	子育て健康課 健康増進担当
②産後ママの安心相談室	生後1～4か月（5か月になるまで）の赤ちゃんとお母さんを対象に、保健師または助産師が相談に応じます。（育児相談、母乳に関する相談、体重測定、お母さん自身の体調の相談等）	子育て健康課 健康増進担当
③育児教室	生後1か月の赤ちゃんとお母さんを対象に、予防接種の説明や、お母さん方の交流会を開催します。	子育て健康課 健康増進担当
④予防接種	子どもの定期予防接種については、接種対象期間中であれば市が費用を負担します。予防接種の説明書と就学前までに使用する予防接種予診票は、育児教室（生後1か月児を対象の教室）で配布しています。	子育て健康課 健康増進担当
⑤もぐもぐ（離乳食）教室	生後3か月～6か月頃の赤ちゃんとお母さんを対象に、成長に合わせた栄養のあり方や離乳食の作り方について学習します。栄養士による個別相談もあります。	子育て健康課 健康増進担当
 ⑥ベビマ教室	生後2～4か月ごろの児童とお母さん・お父さんを対象に助産師によるベビーマッサージの方法の実践を行います。	子育て健康課 健康増進担当
⑦乳幼児健康診査	4か月児健診・9か月児健診・1歳6か月児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診を行います。また、健診の際には育児相談、栄養相談等の相談に保健師等が応じます。	子育て健康課 健康増進担当
⑧新生児聴覚検査	赤ちゃんの健やかな成長を支援するために、医療機関で受ける新生児聴覚検査費用の一部を助成します。1回につき、3千円を上限とし、3千円を超えた分については自己負担となります。	子育て健康課 健康増進担当
⑨乳児一般健康診査	1歳の誕生日の前々日までに、指定医療機関において2回無料で健診することができます。1回目は6か月未満(出来るだけ1か月健診)に、2回目は6か月～1歳の誕生日前々日までにご利用ください。	子育て健康課 健康増進担当

支援制度	内容	担当課等
⑩未熟児養育医療費助成金	体重2,000グラム以下等、身体が未熟な状態で出生した児童の入院に係る保険適用内の費用を助成します。申請は入院中に行ってください。退院後には申請できません。 ※この助成は養育医療指定医療機関（県内外問わず）に入院している場合に給付が可能です。	子育て健康課 子育て支援担当
⑪ブックスタート事業	赤ちゃんとその保護者を対象に、絵本を通して、温かく楽しいひとときを持つことにより、心豊かな子どもに育つように願って絵本を贈り、子育てを応援します。	市立図書館

幼児期における支援

支援制度	内容	担当課等
①保育園・保育所	保護者が働いていたり、病気にかかっていたりするなどの理由で、家庭で子どもの面倒をみる人が誰もいない場合、保護者に代わって保育する施設です。 保育所（市立）：初狩保育所 保育園（民間）：真木保育園、大月保育園 （※市立、民間による手続き、保育料等の違いはありません。）	子育て健康課 保育支援担当
②幼稚園	満3歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。大月市内には、現在、私立幼稚園が1園あります。 （※入園手続き等、詳細は幼稚園にお問合せください。）	大月キリストの教会幼稚園
③認定こども園	幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。市内には、現在、認定こども園が2園あります。	・令和にこにこ園 ・とりさわ認定こども園
④一時預かり事業	保護者の急な用事やリフレッシュ等の理由で、一時的に保育が必要な就学前までの児童をお預かりします。	・初狩保育所（公立） ・令和にこにこ園（私立）



児童期以降における支援

支援制度	内容	担当課等
①大月市学童クラブ	市内小学校の1年から6年に在学し、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供します。 費用：月額3千円 (8月分は7千円)	子育て健康課 保育支援担当
②ファミリーサポートセンター	育児の援助を受けたい人と援助を行える人が、それぞれ会員となり、子育ての相互援助活動を行っています。育児の援助を受けたい会員には費用負担が発生します。 負担金：昼間1,000円/時間 早朝・夜間・土日祝日・年末年始1,200円/時間 (※市では、1時間当たり負担金に500円を助成しています。ひとり親世帯等には別途助成金の加算があります。)	大月市社会福祉協議会 大月市児童館
③大月市児童館	子どもたちに遊び場と遊びを提供し、遊びを通して児童が心身ともに健やかに成長するお手伝いをする場及び親同士の交流の場とするところです。また、子育てに関する情報の提供や、相談にも応じています。18歳未満の子どもなら誰でも自由に利用出来ます。	大月市社会福祉協議会 大月市児童館
④チャイルドケア・サービス事業	親子あそびや誕生会など皆で楽しむ遊びや、親子のふれあい及び他の親子との交流ができる場を提供しています。 対象者：小学校就学前の子どもとその保護者 場所：大月市児童館 費用：無料	大月市社会福祉協議会 大月市児童館
⑤大月市放課後子ども教室	子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する様々な教室です。放課後や週末等に安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を行います。 教室名：イーゼルアクション（子ども造形教室）、レインボーKIDS（マーチングバンド教室）、笹子追分人形クラブ、織物教室	社会教育課 社会教育担当



支援制度	内容	担当課等
⑥児童生徒の登下校に係る路線バス等の定期券支給事業	児童生徒の登下校の安全確保を目的に、概ね1キロメートル以遠から通学する児童生徒に対して路線バス等の定期券を無償で支給します。	学校教育課 学校づくり担当
⑦英語検定料助成金交付制度	実用英語技能検定（英検）を受験する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的として、英検を受験する児童生徒の保護者に対し、受験に要する費用の一部を助成します。 対象：大月市内に住所を有し、小中学校に在籍する児童生徒の保護者 助成金額：小学生...5級 検定料の2分の1 4級以上 全額 中学生...4，5級 検定料の2分の1 3級以上 全額	学校教育課 こどもの学び支援担当
⑧児童・生徒の就学援助費制度	経済的な理由により、就学が困難な子どもをお持ちの世帯の保護者を対象に、基準により認定された方に学校にかかる費用の一部を援助します。	学校教育課 こどもの学び支援担当
⑨国際理解を深める英会話推進事業	各小中学校へ英語指導助手を配置し、外国人との直接交流を体験することで、外国の言語や文化を理解し、国際人としての基礎を養い、英語力を強化します。	学校教育課 こどもの学び支援担当
⑩教育支援室	保護者の子育てや進路、学校生活、特別支援教育等の悩みについて、教育相談員等（教員経験者）が相談に応じます。また、学校や家庭での教育活動全般についても、指導や助言など総合的に支援します。	学校教育課 教育支援室
⑪大月市教育支援センター	不登校になっている子どもたちを支援するために、大月市教育支援センターを設置しています。不登校になっている児童生徒とその保護者及び学校と連携を密にしながら、子どもたちの心の居場所となり、学校適応や学校復帰及び社会的自立のお手伝いをします。	学校教育課 大月市教育支援センター



支援制度	内容	担当課等
⑫学校給食費無償化	市内小中学校に通学する児童生徒の学校給食費を無償化します。	学校教育課 学校給食担当
⑬大月市学校給食食物アレルギー等 対応補助金	食物アレルギー等対応のため、給食の代替として毎食弁当を持参している児童 生徒の保護者に対し補助金を交付します。	学校教育課 学校給食担当

進学支援

支援制度	内容	担当課等
①小林宏治育英奨学金給付事業	市内に住所を有する方の子で、かつ県内にある高等学校から大学に在学し、 品行方正、成績優良、身体強健で学資の支弁が困難と認められる者に奨学金を 支給します。 奨学金給付金額：年額12万円以内	学校教育課 学校づくり担当
②大月短期大学修学費用の軽減	大月短期大学では、修学費用を軽くするように配慮を行っています。特に市 内在住者は市外在住者に比べ、軽減の割合が大きくなっています。 入学金：市内在住者11万円 市外在住者：20万円	大月短期大学
③地方独立行政法人大月市立中央病院 看護学生修学支援金貸与事業	看護師を養成する学校または養成所等に在学し、将来地方独立行政法人大月 市立中央病院に勤務を希望する方を対象に、修学に必要な資金を貸与します。 貸与額：看護師等月額5万円（年額60万円）	地方独立行政法人 大月市立中央病院
④大月市奨学金返還支援補助金	大月市内の事業所等に勤務し、大月市に住民登録する者が返還する奨学金に 対して、1年度につき20万円を限度とし、最長60月分（1人最大100万円）を補 助します。	産業観光課 産業振興担当

住まいに関する支援

支援制度	内容	担当課等
①市営住宅への入居	市営住宅は、公営住宅法等に基づき、市が管理し、賃貸している住宅です。民間住宅とは異なり、入居にあたっては収入基準等の一定の要件が必要です。 高齢者や障害者には、一定の条件に該当すれば収入基準を緩和していますが、大月市では、18歳未満の子どもがいる世帯や新婚世帯等が入居する場合にも、収入基準の緩和を行っています。	建設課 建築住宅担当
②木造個人住宅耐震診断支援事業	昭和56年5月31日以前に着工した木造個人住宅を対象に、耐震性を知り、耐震化を促進する目的で行う事業です。調査対象住宅の耐震診断費用は、市が全額負担します。 ※対象となる木造個人住宅は、2階建以下、延床面積300㎡未満です。	建設課 建築住宅担当
③木造住宅耐震改修等支援事業	耐震診断の結果、補強の必要があると診断された木造住宅の耐震改修等工事を行う所有者を対象に、工事費の一部を補助します。 補助額：対象工事費の10分の10以内（限度額125万円）	建設課 建築住宅担当
④木造住宅耐震シェルター設置事業	耐震診断の結果、補強の必要があると診断された木造住宅に耐震シェルターを設置する所有者を対象に、設置費の一部を補助します。 対象：高齢者等世帯 補助額：設置費の10分の10以内（限度額36万円）	建設課 建築住宅担当
⑤ブロック塀等安全確保対策支援事業	避難路に面した危険性の高いブロック塀等の除却又は耐震改修工事を行う所有者を対象に、工事費等の一部を補助します。 補助額：対象経費の3分の2以内（限度額20万円：一般路線） （限度額30万円：重要路線）	建設課 建築住宅担当
⑥家庭用リチウムイオン蓄電池設置補助事業	家庭用リチウムイオン蓄電池設置費用の一部を補助します。 補助金額：5万円（一律）	市民課 生活環境担当



支援制度

内容

担当課等

⑦浄化槽設置補助事業

公共用水域の水質汚濁を防止するため、大月市内の下水道未整備区域において合併浄化槽を設置する方（ただし下水道法第4条第1項の認可区域を除く。）を対象に、設置費用の一部を補助します。
補助金額：5人槽 33万2千円
6～7人槽 41万4千円
8人槽以上 54万8千円
（※対象には条件がありますので、詳細は担当へお問い合わせ下さい。）

地域整備課
都市整備担当

⑧大月市浄化槽設置奨励補助事業

下水道法第4条第1項の規定により事業計画の認可を受けた区域で、下水道が未整備の地域において、浄化槽を設置する方を対象に、大月市浄化槽設置奨励補助金を交付しています。
補助金額：人槽に関わらず8万円

地域整備課
都市整備担当

⑨下水道事業に係る宅地内排水設備設置工事費補助事業

下水道に接続するために排水設備の改造工事を行う方を対象に、工事費の一部を補助します。
補助金額：工事費の2分の1（限度額10万円）

地域整備課
都市整備担当

⑩資金融資斡旋制度

下水道の供用開始から3年以内に宅地内排水設備を行う方を対象に、資金の融資斡旋を行います。市内の金融機関（郵便局を除く）から融資を受けられます。「融資を受けた場合に生ずる利子は市が補助します。」ただし、利子の補給額は、年利率5パーセントを限度とし、延滞金利子は含まれません。
融資斡旋限度額：1世帯につき50万円

地域整備課
都市整備担当

⑪下水道使用料免除制度

排水設備の改造工事を行い新たに下水道へ接続した方を対象に、下水道使用料の免除を行います。
免除期間：最初の請求月から12か月

地域整備課
都市整備担当

⑫大月市定住促進住宅取得助成金制度

大月市内に新築住宅を取得した場合、助成金を最高200万円交付します。

企画財政課
地域活性化担当

⑬大月市定住促進中古住宅取得助成金制度

大月市内の中古住宅を取得した場合、助成金を最高150万円交付します。

企画財政課
地域活性化担当

支援制度	内容	担当課等
⑭大月市新婚世帯家賃助成金制度	大月市内の民間賃貸住宅を利用する新婚世帯に対し、家賃の助成金を月2万円、最長24ヶ月間を限度に交付します。	企画財政課 地域活性化担当
⑮大月市結婚新生活支援事業補助金	大月市内で結婚生活をはじめる新婚世帯に、世帯あたり最大60万円を限度に居住費や引越し費用などを助成します。 要件：夫婦の合計所得が500万円未満であること、夫婦のいずれもが39歳以下であること等	企画財政課 地域活性化担当
⑯大月市転入子育て世帯家賃助成金制度	大月市内の民間賃貸住宅を利用する市外から転入してきた子育て世帯に対し、家賃の助成金を月2万円、最長24ヶ月間を限度に交付します。	企画財政課 地域活性化担当
⑰大月市移住支援金制度	大月市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、東京圏から本市に移住し、かつ就業または起業した方に対して、支援金を交付します。	企画財政課 地域活性化担当
NEW! ⑱子育て世帯住宅取得支援事業費補助金	新婚世帯及び子育て世帯が、理想の子どもの数を実現できる住環境を整備するため、最大90万円を限度に住宅取得やリフォーム費用、取得に伴う引越し費用などを助成します。 要件：婚姻後5年以内の世帯であること、子育て世帯であること、世帯所得が500万円未満であること、夫婦ともに39歳以下であること等	企画財政課 地域活性化担当
⑲空き家バンク制度	自分の所有している空き家を「貸したい」「売りたい」という考えをお持ちの方と、大月市での生活を希望し、住宅を探している方が登録し、その情報をホームページなどで共有し、空き家の有効活用を図ります。	企画財政課 地域活性化担当



起業に関する支援

支援制度	内容	担当課等
①企業立地奨励制度	新規企業の立地や既存企業の増設を検討している方を対象に、産業の振興及び雇用の創出を図るため、企業立地奨励金及び雇用促進奨励金を交付します。ただし、交付には一定の要件が必要となります。	産業観光課 産業振興担当
②小規模商工業者事業資金利子補給制度	資金調達に苦慮している市内小規模商工業者を対象に、資金調達の軽減を図るため利子補給を行います。毎年10月1日から翌年9月30日までの間に支払った利子のうち、利子補給率（各借入資金で算出した利子の60%）により計算した額を補給します。ただし、利子補給の期間は各融資制度資金の借入日から5年以内とします。また同一の法人および個人に対して利子補給金は年額15万円を限度とします。	産業観光課 産業振興担当
③特定創業支援事業を受けた創業者への支援	大月市で新たに創業する事業者を対象に、市が大月市商工会、市内金融機関等の支援機関の協力を得ながら、創業希望者を開業前から開業後まで、長期的に支援していきます。	産業観光課 産業振興担当
④大月市空き家店舗活用事業補助金	市内の空き家や空き店舗を活用して起業する方に対し、出店時の店舗改修や看板等の設置に係る経費及び賃借料の一部を補助します。内装・工事費に要する経費の2分の1を最大50万円を上限に（1回）、店舗賃借料の月額分の2分の1を月2万円（1年間）を上限に交付します。	産業観光課 産業振興担当
⑤販路拡大支援事業補助金	大月市内の中小企業者が、販路拡大や販売促進のため、県内外で開催する商談会・展示会等に出展し、自社の製品を紹介する際に、その経費の一部を補助します。	産業観光課 産業振興担当

暮らしに関する支援

支援制度	内容	担当課等
①すこやか大月市民健診（人間ドック）	国民健康保険に加入している方で、35・40・45・50・55・60・65歳の方を対象に人間ドックを行います。 健診費用：1万3千円（自己負担分）	市民課 国保年金担当
②健康診査（若年健診・高齢者健診）	20歳～39歳の国民健康保険加入者または20歳以上の社会保険被扶養者の方及び75歳以上の後期高齢者医療保険加入者を対象に、健診を行います。 （健診費用に一部自己負担があります。）	子育て健康課 健康増進担当
③特定健診	国民健康保険に加入している40歳～74歳の方を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を行います。（健診費用に一部自己負担があります。）	市民課 国保年金担当
④がん検診	肺がん、腹部超音波検査、大腸がん、胃がん、前立腺がん、乳がん、子宮頸がん（前年度未受診の方）のがん検診を受診することができます。それぞれの検診には対象年齢が定められています。 （検診費用に一部自己負担があります。）	子育て健康課 健康増進担当
⑤子宮頸がんバス検診	20～59歳の方を対象に年2回バス検診を行います。	子育て健康課 健康増進担当
⑥乳がんバス検診	20歳以上の女性を対象に年3回バス検診を行います。	子育て健康課 健康増進担当
⑦成人歯科健診	20歳以上の方を対象に、市が交付する成人歯科健診受診券を市内の指定歯科医療機関に提出することで、歯科健診を無料で受けることができます。	子育て健康課 健康増進担当
⑧特定保健指導	特定健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクがあり、生活習慣の改善による予防効果が期待できる方を対象に、保険師・栄養士による生活サポートを行います。	子育て健康課 健康増進担当

支援制度	内容	担当課等
⑨大月のさんぽみち（ウォーキングマップ）	楽しく歩きながら大月市の見どころを再確認し、運動をするきっかけとなり、市民の健康の保持増進へつなげることを目的としています。全30コース、ウォーキングの注意点や正しいウォーキングフォーム等を掲載しています。また、健康の保持・増進のため、健康ウォーキング教室を実施しています。	子育て健康課 健康増進担当
⑩健康相談	健診の結果や栄養等について、本人やご家族の健康に関する相談を、年間を通じて保健師・栄養士が相談に応じます。	子育て健康課 健康増進担当
⑪体力・運動能力調査	スポーツを通して、健康の保持・増進、体力の向上を図るため、20歳以上の方を対象に、年に1回、体力・運動能力調査を行います。（参加費無料）	社会教育課 スポーツ振興担当
⑫市民相談	市民の利益の擁護、増進のために、専門員による各種相談を無料で実施します。 相談名：行政相談、人権相談、法律相談、登記相談、消費生活相談	市民課 生活環境担当
⑬生ごみ処理容器等購入助成事業	生ごみの土壌(堆肥)化による資源の再利用、ごみ減量のため、生ごみ処理容器および処理機の購入を助成します。 補助金額：購入費の2分の1以内で、千円未満切り捨て。 ただし、購入費が2千円未満の場合には、百円未満を切り捨て。 限度額：生ごみ処理容器等3千円　生ごみ処理機2万円	市民課 生活環境担当
⑭ふれあい農園	 梁川町塩瀬（やながわ農園）と猿橋町伊良原（さるはし農園）の2箇所です。自分で手作り野菜を作ったり、畑を耕作することができます。 1区画あたりの貸付農地面積：40平方メートル 使用料：（やながわ農園）市内在住者　年額8千円 市外在住者　年額1万円 （さるはし農園）市内在住者　年額7千円 市外在住者　年額8千8百円	産業観光課 農林業担当

支援制度	内容	担当課等
⑮特別聴講生制度	大月市民の方々を対象に、大月短期大学の授業を特別聴講生として受講することができます。	大月短期大学
⑯市民のための相談室（大月短期大学）	生活の中での疑問や問題等、様々なことに関して、大月短期大学の専任教員が各専攻分野に付き、市民の方々のご相談に応じます。	大月短期大学
⑰シルバーお出かけパス&障害者お出かけパス	高齢者（65歳以上）および障害者の方々を対象に、市内のあちらこちらに路線バスで出かけていただけるように、1年間5千円の負担で「お出かけ年間パス」を交付します。	福祉介護課 ・福祉総務担当 ・障害者支援担当
⑱高齢者運転免許証自主返納支援事業	満70歳以上の市民で有効期限内の運転免許証を返納した方に、5千円（保証金【デポジット】含む）をチャージしたSUICAを交付します。	市民課 生活環境担当

問合せ先一覧

市外局番：0554

課名	担当名	ダイヤルイン	住所
企画財政課	地域活性化担当	23-5011	大月市大月二丁目6-20
市民課	生活環境担当 国保年金担当	23-8023 23-8037	
福祉介護課	福祉総務担当 障害者支援担当	23-8030 23-8031	
子育て健康課 (こども家庭センター)	子育て支援担当 保育支援担当 健康増進担当	23-8032 23-6232 23-8038	
学校教育課	学校づくり担当 こどもの学び支援担当 教育支援室 学校給食担当	23-8048 23-8047 23-8058 22-4747	
社会教育課	社会教育担当 スポーツ振興担当	23-8050 23-8051	
産業観光課 (大月桃太郎課)	産業振興担当 農林業担当	20-1857 20-1833	大月市大月町花咲1608-19
建設課	建築住宅担当	20-1852	
地域整備課	都市整備担当	20-1855	

問合せ先一覧

市外局番：0554

施設名	ダイヤルイン	住所
地方独立行政法人 大月市立中央病院	22-1251	大月市大月町花咲1225番地
大月市立大月短期大学	22-5611	大月市御太刀1-16-2
大月市立図書館	22-4815	大月市駒橋一丁目5番1号
大月市児童館	23-1152	大月市大月町花咲10番地
大月市教育支援センター	23-7066	大月市賑岡町強瀬747
大月キリストの教会幼稚園	22-0312	大月市駒橋一丁目9番14号
令和にこにこ園	22-2525	大月市猿橋町殿上308番地
とりさわ認定こども園	26-5310	大月市富浜町鳥沢1973番地1
初狩保育所	25-6707	大月市初狩町中初狩12